

審議会等議事概要

令和4年度 第1回 滝川市国民健康保険運営協議会 議事概要

日 時	令和4年9月2日（金曜日）午後6時～午後7時00分
開催場所	滝川市役所5階 庁議室
出席者	委 員：新山委員、池田委員、南委員、本川委員、南委員、外山委員、 向井委員、直江委員、岩橋委員 事務局等：中島副市長、浦川市民生活部長、寺嶋保険医療課長、大橋課長補佐、 栗木係長
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 会長及び会長代理の選出 会長 向井委員 会長代理 直江委員</p> <p>4 会長及び会長代理挨拶</p> <p>5 議事録署名人の選出 議事録署名人 岩橋委員</p> <p>6 議 題 (1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について ① 資料説明 事務局より、会議資料「(1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について」に基づき説明した。 ② 質疑 委 員 決算の歳入と歳出の関連性について大まかでよいので説明を求める。 事務局 まず、「歳入」の「3款 道支出金」については北海道から入ってくるもので、その多くは「歳出」の「2款 保険給付費」の財源となっている。内訳としては、医療機関の受診に係る療養給付費や、入院等により医療費が高額となる場合の自己負担を軽減する高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等となっている。 次に、「歳入」の「1款 国民健康保険税」と、滝川市的一般会</p>

計から入ってくる「4款 繰入金」だが、その多くは「歳出」の「1款 総務費」、「3款 国保事業納付金」の財源となっている。なお、「歳出」の「3款 国保事業納付金」については、北海道が北海道全体の医療費等を算定し滝川市の負担額を案分したもので、この案分額を納付することにより滝川市に必要な医療費を北海道がまかぬ仕組みとなっている。

委 員 基金はどういうものなのか。

事務局 基金については滝川市基金条例により決算額の剰余金のうち2分の1以上を基金に積み立てるものと定めている。使用する用途としては、保険税率の改定を検討する場合、急激に保険税が上がらないよう激変緩和を行うため使用すること等が考えられる。

(2) 令和3年度国民健康保険事業状況について

① 資料説明

事務局より、会議資料「(2) 令和3年度国民健康保険事業状況について」に基づき説明した。

② 質疑

委 員 退職被保険者は0名となっているが、どういった制度なのか。

事務局 退職被保険者は、退職者医療制度の対象者で、会社を退職された方の多くは国民健康保険に加入されるが、年齢的に医療の必要性が高まるため国民健康保険の財政負担が大きくなることから、その負担を軽減するため、65歳までの医療費を社会保険や協会けんぽ等の被用者保険でまかぬ制度となっている。ただし、後期高齢者医療制度の創設に伴い、この制度は廃止され、滝川市の対象者は現在0名となっている。

委 員 今後、滝川市の退職被保険者が増えることはあるのか。

事務局 経過措置の関係で北海道内に退職被保険者が数名いるため、その方が滝川市に転入されれば増える可能性はある。

委 員 脳ドック費用助成制度については定員70名のところ申請者が198名となったため抽選したことだが、落選された方への救済措置はあるのか。

事務局 脳ドック費用助成制度は2年連続で助成を受けることができないこととしたため、令和3年度に落選された方は再度抽選とはなるが令和4年度に多くの方が受診できると考えている。

委 員 それでも落選される方がいると思うが、定員を増やすことは検討していないのか。

事務局 医療機関に定員増のお願いをしているところだが、滝川市の国民健康保険以外の保険者からも受け入れているため定員増は難しい状況。引き続き定員増に向けて協議していく。

(3) その他

① 資料説明

事務局より、会議資料「(3) その他」に基づき説明した。

② 質疑

なし

7 閉会

会議資料

(1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について

(2) 令和3年度国民健康保険事業状況について

(3) その他

○新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について

○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について